

当薬局・店舗におけるお薬の販売方法について

分類と外箱表示* ※その他表示事項については関係法規による		定 義	陳列方法	情報提供	対応する 専門家	相談への 対応
薬局製造販売医薬品		薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品。具体的な品目は、厚生労働省が通知（薬局製剤指針）で定めています	調剤室又は販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	書面等を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います	薬剤師	相談に応じて、適正使用のための必要な情報を提供します
要指導医薬品 要指導医薬品		副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します			
一般用医薬品	第1類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く）	販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します			
	指定第1類医薬品 第1類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品、第1類医薬品を除く） 注） 指定第2類医薬品は、第2類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です 『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください	第1類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所（7m以内）に陳列します			
	第2類医薬品					
	第3類医薬品 第2類医薬品					
第3類医薬品 第3類医薬品	第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品	法令では直接手に取ることができる陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します	薬剤師 または 登録販売者			
指定濫用防止医薬品 ①内容量が厚生労働大臣が定める数量以下のもの： 「要確認」の字句を記載。枠は四角枠とする。 ②上記以外のもの： 「要確認」の「要」を丸囲み又は四角囲みにした字句を記載。枠は四角枠とする。		濫用した場合に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚を生ずるおそれがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品	販売時に必要な確認と情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します。情報提供設備から7m以内で、薬剤師や登録販売者から目の届く範囲に陳列する場合は薬剤師や登録販売者の情報提供設備への継続的配置をします。継続的な配置のため、離れる場合は一時的なものになります。	要指導医薬品等それぞれ定められている事項のほか、指定濫用防止医薬品の濫用した場合における保健衛生上の危害の発生のおそれがある旨を書面等を用いて適正使用のため必要な情報の提供を行います		

※ 医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

ご存知ですか？

医薬品副作用被害救済制度

医薬品の副作用等による被害を受けられた方を救済する公的な制度があります

問合せ先

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

電話

0120-149-931（フリーダイヤル）

苦情相談窓口

医薬品医療機器総合機構 消費者くすり相談室

03-3506-9457

月～金

9時～17時

長崎県薬剤師会

薬事情報センター

095-847-2600